



～未来へのアプローチ～

平成27年（2015年）12月

岬 町

1 大綱策定の趣旨

平成27年4月からの「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、教育委員会制度は変わりました。

この改正により、新たに町長が「総合教育会議」を設置し、教育に関する「大綱」や重点的に講すべき施策等について、教育委員会と協議・調整を行うことにより、両者が本町における教育施策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが期待されています。

少子化、高齢化、核家族化の進行、グローバル化、情報通信技術の発展、経済社会構造の変化など、更なる時代の変化に対応した新しい取組みが求められている中で、「大綱」を策定するにあたり、「岬町第4次総合計画」における基本政策の一つである子育て・教育・文化の分野を総合的に捉え、重点的に講すべき施策を定め、町長部局と教育委員会が一体となって取り組んでいくこととしました。

2 根拠法令

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3
(※i)の規定に基づき策定するものです。

(※i) 第1条の3・・・地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項 (※ii)に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

(※ii) 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 期間

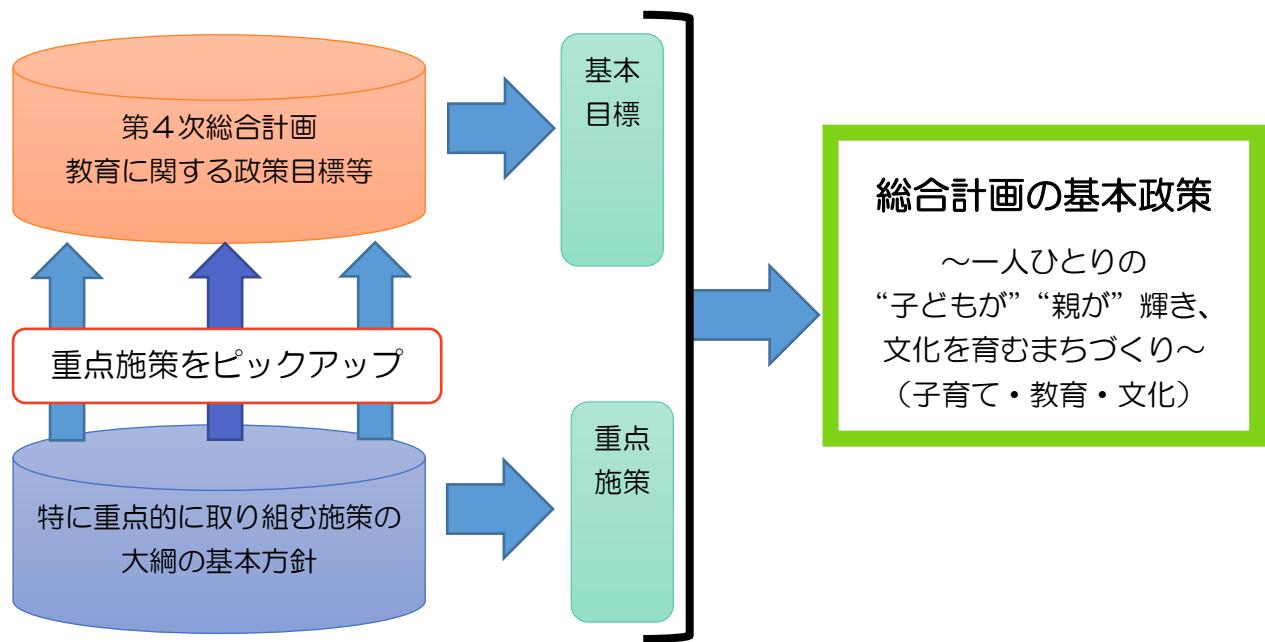
教育大綱の対象期間は、平成27年度（2015年）から平成31年度（2019年）までの5年間とします。なお、必要に応じ、「大綱」の内容を見直すこととします。

4 大綱の考え方

社会情勢の変化に対応する新たな視点及び国・府の教育施策を勘案するとともに、「第4次岬町総合計画」（以下「総合計画」という。）におけるまちの将来像の実現に向けて、「大綱」の基本方針、取組むべき重点施策を定めます。

総合計画におけるまちの将来像

～豊かな自然 心かよう温もりのまち“みさき”～



5 大綱の基本方針

重点施策

I

0歳から15歳
までのスムーズな
教育・保育

- ・子育てをしているすべての家庭への支援
- ・就学前教育・保育の充実
- ・子どもの権利擁護の推進
- ・子どもが健やかに育ち活動するまちづくり

II

活力ある学校園
づくりの推進

- ・確かな学力の育成
- ・安全・安心な教育環境の整備
- ・少子化に対応した小中学校連携教育の推進
- ・教職員の資質・指導力の向上
- ・学校の組織力向上と開かれた学校づくりの推進
- ・学校・園の情報の発信

III

豊かな心・
健やかな体の育成
～生きる力を育む～

- ・人権尊重の教育の充実
- ・支援教育の充実
- ・道徳教育の推進
- ・教育相談の充実
- ・読書活動の推進
- ・健康教育の充実
- ・食育の推進
- ・郷土愛を育む教育の推進

IV

特色ある教育の推進
～主体的・協働的な
学び～

- ・地域教育コミュニティの推進
- ・ICTを活用した教育の推進
- ・キャリア教育の推進
- ・グローバル教育・アクティブラーニングの推進
- ・関係諸機関との連携
- ・小規模校に特化した学校づくり

V

生涯学習・文化
スポーツの充実

- ・人権尊重の文化に根ざしたまちづくり
- ・郷土を愛する地域まちづくり支援
- ・スポーツを活用したまちづくり・体制の推進
- ・生涯学習の推進
- ・地域資源・文化財等を活用した地域の賑わいづくり

6. 重点施策

基本方針Ⅰ 〇歳から15歳までのスムーズな教育・保育

子育てをしているすべての家庭への支援☆

- 地域における子育て支援ネットワークの強化
- 男女共同参画社会の推進
- 家庭や地域の教育力の向上（家庭はすべての教育の出発点）

就学前教育・保育の充実

- 多様な教育・保育ニーズへの配慮
- 小学校と円滑な接続を重視した保育内容の充実

子どもの権利擁護の推進☆

- きめ細やかな配慮を必要とする子ども・家庭への支援
(児童虐待防止、ひとり親家庭の自立支援、障がいのある子どもとその家庭への支援、いじめ・不登校・ひきこもり対策など)
- 子どもの権利意識の向上

子どもが健やかに育ち活動するまちづくり☆

- 安全・安心のまちづくり（学校安全ボランティア活動、こども110番の取組み、交通安全教室の開催等）
- 子どもの主体的な活動支援（おはなし会、キッズアイボランティア等）
☆印・・・(第2次) 岬町次世代育成支援行動計画及びみさき健やか親子21
岬町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）による。

基本方針Ⅱ 活力ある学校園づくりの推進

確かな学力の育成

- 学力向上の取組みの充実と授業改善
- 小・中学校間連携の推進
- アクティブラーニングの充実（課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習）
- コミュニケーション能力の育成（班づくり・グループ学習の発展）
- 情報教育・グローバル教育の推進
- 家庭学習の推進
- 読書活動の推進

安全・安心な教育環境の整備

【ハード面】

- 適切な現状把握に基づく学校施設等の改善
- 学校施設等の防災機能の強化

【ソフト面】

- 実践的な防犯教室の推進
- 交通安全教育の推進
- 学校、家庭、地域と連携した防災訓練・防災教育の推進

少子化に対応した小中学校連携教育の推進

- 小・中学校9年間の接続の円滑化
(カリキュラムの連携、中1ギャップの解消、不登校・問題行動等の減少、学力の向上、教職員の意識改革など)

教職員の資質・指導力の向上

～一人ひとりを大切にした学校づくり、学級づくり、授業づくり～

- 教職員の組織的・継続的な育成
- 教育センター等研修による授業力向上
- 教職員の人権意識

学校の組織力向上と開かれた学校づくりの推進

- 自律的・継続的に改善を行う PDCA サイクル（※ iii）に基づいた学校経営の推進
(※ iii) PDCAサイクル・・・管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。
- 学校協議会等を活用した学校評価の推進

学校・園の情報の発信

- ホームページの公開、保護者、地域への情報発信

基本方針Ⅲ 豊かな心・健やかな体の育成 ～生きる力を育む～

人権尊重の教育の充実

- 様々な人権問題の解決をめざした人権教育の推進
- 自分の人権を守り、他者の人権を守るために行動する児童生徒の育成

支援教育の充実

- 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進
- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実

道徳教育の推進

- 豊かな人間性の育成
- 多角的に考え、判断し、適切に行動するための資質・能力の育成

教育相談の充実

- 「いじめ防止」対策の充実
- 関係機関との連携（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療機関等）
- 不登校児童・生徒への支援

読書活動の推進

- 学校図書館の機能の充実
- 発達に応じた読書活動の推進

健康教育の充実

- 生活習慣の確立（3つの朝運動の推進—朝食・朝読書・あいさつ）
- 薬物乱用防止の取組み
- 体力づくりの取組み（運動習慣の確立）

食育の推進

- 食に関する取組みの推進（全教職員による望ましい食習慣の形成に向けた取組み）
- 学校園での食育の充実（栄養教諭による食に関する授業の充実、親子クッキング教室の開催）

郷土愛を育む教育の推進

- ふるさと「岬」に誇りと愛着が持てる教育の推進（「岬の歴史館」での歴史・文化学習の実施や岬町教育委員会作成の「ふるさと岬」教材集の活用）

基本方針IV 特色ある教育の推進～主体的・協働的学び～

地域教育コミュニティの推進

- 岬町地域教育協議会（すこやかネット）
- 家庭教育支援の充実（ホームスタディウィーク等）
- 子どもの安全の確保（子ども安全デー、学校安全ボランティア等）
- 地域人材育成の推進

ICT を活用した教育の推進

- 情報機器を利用した教育の充実
- 情報指導力の向上

キャリア教育の推進

- 発達段階に応じ、教育活動全体を通じたキャリア教育（※iv）の推進
（※iv）一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるこ
とを通して、キャリア発達を促す教育
- 学ぶこと、働くことの意義・役割の理解と将来に向けたキャリアプラ
ンニング能力の育成
- 社会人としての自覚、社会参画への意欲・態度の育成

グローバル教育・アクティブラーニングの推進

- 国際理解教育の推進（国際社会に貢献する態度の育成、外国語活動、総合的な学習等における異文化体験等）
- 英語教育の充実（ALT）や小学校英語の充実
- スーパーサイエンス教育の推進
- 主体的・協働的に学ぶ学習の充実（アクティブラーニング）（※ｖ）
（※ｖ）子どもが主体的に問題を発見し解決策を見いだしていく能動的学習
- コミュニケーション能力の育成（班づくり・グループ学習の発展）
- 各教科及び特別活動等における、言語活動の充実

関係諸機関との連携

- 大学や専門的機関等との連携の推進

小規模校に特化した学校づくり

- 一人ひとりに対応した指導の充実
- 地域の特色を活かした学校づくり

基本方針V 生涯学習・文化スポーツの充実

人権尊重の文化に根ざしたまちづくり

- 岬町人権協会・岬町人権教育研究協議会との連携
- 互いの人権が尊重され、心豊かなまちづくりの推進

郷土を愛する地域まちづくり支援

- ふるさと「岬」に誇りと愛着が持てるまちづくりの推進

スポーツを活用したまちづくり・体制の推進

- 学校とスポーツ団体との連携
- 多目的広場の活用

生涯学習の推進

- 生涯学習推進体制の整備
- 生涯学習環境の充実
- 青少年の健全育成の推進

地域資源・文化財を活用した地域の賑わいづくり

- 地域資源を活かした生涯学習の推進と町民交流による地域の活性化
- 文化財を地域に根ざした貴重な教育資源としての積極的活用